



消費税10%への引き上げを前提に

法人市民税の法人税割を引き下げ

週刊
市議会報告
日本共産党

2016年9月5日

第1383号

【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎ & F A X
350-1243



市議会議員
元木美奈子

入船 4-37-14
☎ 355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢麻里

北栄 2-3-16-203
☎ 354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

9月議会が先月31日から始まり、市から提案されている議案の中から、「市税条例の一部を改正する条例」について、その内容の一部をお知らせします。

安倍政権は参院選直前6月に消費税10%引き上げの2年半引き延ばしを表明しました。今後、これに合わせて、関連法案が改正されると思われませんが、今回の条例改正は、消費税10%への増税を前提にした地方税法改正案が国会で3月29日にすでに成立していることを受けて、来年4月1日から施行するとして提案されているものです。

国会において、日本共産党は、今回の改正が消費税10%への増税を前提に、昨年・一昨年に引き続き、外形標準課税のさらなる拡大や法人住民税法人税割の税率引き下げを行うなど、黒字大企業をいっそう優遇する内容となっていることから反対しました。

大企業の減税分を赤字企業や中堅・中小企業の負担増と住民の消費税増税で賄う、文字通り大企業のためだけの法人税改革とセットの地方税法改正です。

法人住民税を 地方交付税の原資に

消費税8%の引き上げ時に、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためなどとして、法人住民税（地方税）の一部を国税として地方交付税の原資とするしくみを創設。消費税10%への引き上げ時も同様の地域間格差が生じるとして、法人市民税を9.7%から6%に引き下げ、その引き下げ分について、国税を（4.4%→10.3%）

上げて地方交付税の原資化を拡大するものです。これは、消費税を地方財政の主要な財源にする狙いと一体のもです。

自動車取得税の廃止と 環境性能割を創設

2017年4月の消費税10%への引き上げ時に、自動車取得税が廃止されることになっています。

自動車取得税が持っていた、いわゆるエコカー減税などのグリーン化機能が失われることから、その代替として自動車税・軽自動車税に「環境性能割」が創設されます。

自動車取得税は都道府県税だったことから、軽自動車の環境性能割については、当分の間、都道府県が賦課徴収等をおこないます。

乗用車（自家用）の環境性能割（税率）

登録車	軽自動車	対象車
非課税	非課税	電気自動車等
1.0%	1.0%	H32 燃費基準+10%達成
2.0%	2.0%	H32 燃費基準達成
3.0%	2.0%	H27 年燃費基準+10%達成
		上記以外の車

トラック・バスなどの営業用自動車は、別途、対象車と税率が規定され、当分の間、2%が上限となります。